

## デイサービスセンター永福園運営規程

### (事業目的)

第1条 社会福祉法人北海道中央病院が開設するデイサービスセンター永福園（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従事者は（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視して在宅生活が継続できるように支援を行うことで、利用者の社会孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを努める。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |         |               |
|---------|---------------|
| (1) 名称  | デイサービスセンター永福園 |
| (2) 所在地 | 深川市西町1番13号    |

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に痴呆専用併設型通所介護事業所を設置し、勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護を兼務とする。

- |   |            |
|---|------------|
| (1) 管理者   | 1名         |
| 管理者は、事業所の管理及び指定通所介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 |            |
| (2) 生活相談員   | 1名（常勤専従1名） |
| 生活相談員は、利用者及び家族の相談や、日程プログラム等のサービス調整を行う。                  |            |
| (3) 介護職員  | 3名（常勤専従3名） |
| 介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。                               |            |
| (4) 看護師   | 1名（常勤兼務1名） |
| 看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。                             |            |

(5) 機能訓練指導員 1名 (常勤兼務1名)

機能訓練指導員は、利用者の身体的機能の維持・改善に必要な機能訓練を行う。

(6) 事務員 1名 (常勤兼務1名)

事業所の庶務及び人事、会計等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜・日曜・祝日及び12月31日から1月4日まで除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜・日曜・祝日及び12月31日から1月4日まで除く。
- (4) サービス提供時間 9時30分から16時までとする。

(利用者の定員)

第6条 1日に通所介護のサービスを提供する定員は12人とする。

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
  - ア 排泄介助
  - イ 移動の介助
  - ウ その他必要な身体の介護
- (2) 入浴の介護
  - ア 入浴の形態
    - ① 一般浴槽による入浴
    - ② 特殊浴槽による入浴
- (3) 機能訓練
- (4) 送迎
- (5) 食事の介助
- (6) 相談・助言

(通所介護計画・介護予防通所介護計画の作成等)

第8条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に通所介護計画または介護予防通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画・介護予防通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画・介護予防通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第9条 事業所が提供する、指定通所介護の利用料は、厚生大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。なお、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、次の額を徴収する。

ア センターから、片道おおむね10キロメートル未満1回につき	200円
イ センターから、片道おおむね20キロメートル未満1回につき	400円
ウ センターから、片道おおむね20キロメートル以上1回につき	600円

- (2) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬を超える額

ア 時間延長サービス	延長1時間につき	1,000円
------------	----------	--------

- (3) 食費

ア 食事1回分につき	640円
------------	------

- (4) オムツ代
- |  |     |
|--|-----|
|  | 実 費 |
|--|-----|

- (5) 全各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活及び教養娯楽等においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用
- |  |     |
|--|-----|
|  | 実 費 |
|--|-----|

- 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 通常の事業の実施地域は、深川市内全域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの提供を受ける際に次の事項について留意するものとする。

- (1) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲食をしてはならない。
- (2) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。

(3) その他管理者が定めたこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 生活相談員等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し適切な措置を行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営について留意事項)

第14条 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時3ヶ月以内

(2) 継続研修 年3日

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人北海道中央病院と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年8月16日から施行する。

(利用者の一日の定員増に伴う介護職員の配置)

附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

(通所介護事業所の名称変更、痴呆専用併設型デイサービスへの変更とそれに伴う利用者定員の変更、変更に伴う介護職員数の変更、機能訓練指導員の配置)

附 則

この規程は平成17年10月1日から施行する。

(食材料費の名称・金額の変更)

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

(事業目的の変更・介護職員の変更・利用定員の変更)

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

(介護職員の員数の変更・営業日及び営業時間の変更)